

入札説明書

令和7年3月12日

この入札説明書は、秋田県立病院機構契約事務取扱規程（以下規程）並びに本件入札に係る公告（以下「入札公告」という。）のほか、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 担当等

(1) 住所及び担当名

秋田市千秋久保田町6番10号 郵便番号 010-0874
秋田県立循環器・脳脊髄センター 事務部 総務管理課
電話 018-833-0115
F A X 018-833-2104

(2) 入札執行者

地方独立行政法人秋田県立病院機構理事長 鈴木 明文

2 入札に付する事項

(1) 委託業務名

売店運営業務委託

(2) 仕様等

別添仕様書による

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 納入場所

秋田市千秋久保田町6番10号 秋田県立循環器・脳脊髄センター

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 秋田県立病院機構契約事務取扱規程第3条第1項、第3項及び第4項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 秋田市内に主たる事業所を有すること。
- (5) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

4 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、別に配布する入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

(2) 期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は審査の結果入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(3) 守秘義務等

この入札説明書の交付を受けた者は、秋田県立循環器・脳脊髄センターから提供を受けた文書、図面、データ等（追加資料を含む）を第3者に漏らしてはならず、本件の調達手続き以外の目的（広告、宣伝、販売促進等を含む）に使用してはならない。

(4) 提出期間

令和7年3月12日（水）から同月19日（水）まで。（土・日・祝祭日を除く）

(5)③ 提出時間

午前9時から午後5時まで

5 仕様書に対する質問

受付しない

6 入札に参加することができない者

3に規定する資格のすべてを満たしていない者。

入札参加資格申請において資格なしとされた者。

7 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 令和7年3月21日（金）午前10時

秋田県立循環器・脳脊髄センター 2階 第1会議室

ただし、郵便による入札については、同月21日（金）午前9時までに1(1)に掲げる場所に提出すること。

(2) 入札書の様式は、別添入札書の様式とする。

(3) 入札書は封筒に入れ、その封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「件名」を記載のうえ、提出すること。

(4) 原則として直接提出するものとし、やむを得ない場合は郵送によることができる。

（郵送による場合は二重封筒とし、外封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、内封筒に6(3)の内容を記載し、入札執行者あての親展とし、配達証明付書留郵便にて6(1)ただし書きの提出期限までに到着させること。）

8 入札金額

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 開札の方法等

(1) 開札は、原則として入札者又はその代理人が同席のもとに行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、別添の委任状を提出しなければならない。

(2) 入札者又はその代理人は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証

明書等を提示しなければならない。

- (3) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うので、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。立ち会わない場合は、再度入札は辞退したものとみなす。
- (5) 入札は2回までとし、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は規程第19条第1項第7号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者との随意契約の交渉を行うことがある。
- (6) 開札に立ち会う場所に持参するもの
 - ① 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）
 - ② 再度の入札に使用する印鑑（印影の変化する印鑑を除く。）
 - ③ 委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行なわれたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札（外国人又は外国法人にあっては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）
- (9) 所定の期日までに到着しない郵便による入札
- (10) (1)～(9)に定めるほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11 落札者の決定方法

規程第8条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約条項

別添「業務委託契約書」による。

14 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札者の見積もった入札金額の100分の5以上の金額とする。ただし、規程第7条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、規程第29条の規定に該当する場合は免除する。

15 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 手続きにおける交渉の有無 無
- (3) 関連情報を入手する照会窓口 1(1)に掲げる場所